

不二越勤労挺身隊一次訴訟一審判決
事実認定

(富山地裁1996年7月24日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

理

由

第一 前提となる事実経過

一 原告李について

前記争いのない事実、甲一、四、六、七の1ないし3、一一、一六、乙四の1、3、五の1、4、二四の1ないし4、及び原告李本人尋問の結果によれば、以下の各事実が認められる。

1 被告工場に来るまでの経緯

原告李は、昭和六年（一九三一年）一〇月二十九日に朝鮮半島（京城府）で生まれ、

昭和一五年、牧田■■■■と創氏改名させられた。原告李は、昭和一九年三月二五日、京城の昌信国民学校を卒業した。原告李は、国民学校を卒業後、夜間中学に通う傍ら、伯父の家で子守をしていた。

同年六月末ころ、町会長が原告李の下に来て、勉強を続けようとするならばヨカン国民学校に行けと言った。そこで、原告李は、ヨカン国民学校に行ったところ、そこに六人ほどの少女が集まっていた。また、そこには被告の腕章をした被告の従業員がおり、この者が、原告李らその場に集った少女に対して、写真の入った被告のパンフレットを示して、「被告のところでは働けば、女学校に通え、そこを卒業でき、お金もたくさんもらえ、タイプライター、ミシン、お花が習える。」と説明し、女子挺身隊員となることを勧誘した。そして、被告の右従業員は、原告李らに対し、明日光華門に集るよう指示し、もし明日集合場所に来なければ、配給通帳

が終わると言った。

そこで、原告李は、翌日母親にも相談せず、光華門の集合場所に行った。そこには、約二〇〇名の子供が集まっており、その他に、被告の従業員が約三名と憲兵が一人いた。そして、原告李らは、その場所から汽車に乗り釜山に向かい、釜山から船で下関に行き、下関から汽車に乗り東京を経由して富山の被告工場に来た。京城から被告工場まで行程は、約五日間であり、同年七月六日、原告李は、被告に入社した。

2 被告工場での労働状況等

原告李は、被告に入社後の約一か月間、軍事教練や団体行動の訓練及び被告の社歌や規則の学習を受けた。その後、原告李は、精器四課に配属され、小面取りという研磨作業に従事した。作業には、日本人の女性六名が指導に当たったが、実際に

従事したのは、朝鮮人のみであった。

原告李は、被告の寄宿舍（第一二愛国寮）に住んだ。この寄宿舍には、日本人の管理人（寮長）がいたものの、朝鮮人のみが居住した。原告李は、当初は、約一二畳の広さの部屋に合計一二人で生活し、後にこの部屋を半分に仕切った部屋で、合計六名と一緒に生活した。寄宿舍には、暖房設備はなかった。また貸与された寝具は、かび臭く、原告李は、これをひっくり返して使った。原告李は、外出して帰宅時間が遅れた際に、寄宿舍管理人から殴られたこともあった。

就労時間は、一週間交替の昼夜二交替制であり、日中の勤務のときは、午前六時に起床し、午前七時三〇分頃に労働を開始し、労働を終了し寄宿舍に帰ってくるのは午後六時のときもあったが、夜遅くなるときもあった。また、夜間の就労のときは、午後六時に労働を開始し、午前五時に終了した。就労時間中に、睡眠不足によ

り倒れた朝鮮人や気が狂った朝鮮人もいた。また原告李も、訓練のときに疲れて倒れ、担架で運ばれたことがあった。

食事は、ご飯や汁物、パンなどが出たが、十分ではなく、原告李は、道に生えている芹を食べたり、ミスカルという米の粉を朝鮮の実家から送ってもらい、これを水に溶いて食べたこともあった。

原告李は、被告工場で就労していた間、被告から賃金を受け取ったことはなかった。原告李の年上の同僚が、被告の担当者に賃金の支払について聞きに行ったところ、「そんなことを聞いてどうする。」と叱られた。なお、原告李は、被告から小遣いは少しもらったことはあったが、これははがきと切手が買える程度の金額であった。

また、原告李は、被告の下では、勉強する機会も、女学校に通うこともなく、生

け花、裁縫、タイプも教えてもらうことがなかった。

3 帰国の経緯

被告は、昭和二〇年三月、軍需省の命令により、平壤に近い沙里院に朝鮮工場を設置することとし、同年七月、朝鮮半島からの挺身隊員を中心として従業員五〇〇余名を沙里院に派遣した。右の措置の一環として、原告李は、昭和二〇年七月頃、被告の従業員から、「沙里院に分工場を建てるので、帰国して先輩として後輩を指導しなさい。」と突然言われ、着ている服のまま屋外で点呼を受けた。そして、原告李らは、荷物を持たずに、その日の夜中に汽車に乗り、新潟で船に乗継ぎ、佐渡港に立ち寄って一泊した後、この船は、朝鮮半島の清津港に着き、さらに沙里院に連れて行かれ、公会堂に収容された。この間は、被告の従業員が、五、六名付き添っていた。そして、原告李らは、被告の従業員から、この場所に工場を建てるので、

建てるまで家に帰って待てと指示された。その後、原告李らは、京城の京畿道道庁に行き、そこで解散した。

なお、被告の従業員は、原告李らが帰国する際、原告李の荷物を後日船で送ると言ったが、未だにその荷物は、原告李の下に届いていない。また、被告は、その後、原告李に対して、何ら連絡をせず、今日まで連絡をしていない。

4 帰国後の事情

原告李は、帰国後、第二次世界大戦中に女子挺身隊員として日本に行き被告工場
で働いていたことを他人に話したことはなかった。これは、李承晩大統領時代には、
反日感情が強かったためである。また、原告李は、朝鮮戦争の頃、被告の勤労手帳
(甲四)を持っていたため、スパイと疑われ、鉄砲の台尻で頭部を殴られて負傷し
た。

なお被告は、原告李が帰国後の昭和二二年八月三〇日、原告李を被供託者として、退職慰労金不足額として二円八四銭、国民貯蓄として四八円四一銭、預金として八七円七六銭、合計一三九円一銭を富山司法事務局（当時）に供託した（本件供託）。

二 原告崔について

前記争いのない事実、甲二、五、六、八、一二、一四の1ないし6、一八、乙四の1、2、五の1、3、二四の1ないし4及び原告崔本人尋問の結果によれば、以下の各事実が認められる。

1 被告工場に来るまでの経緯

原告崔は、昭和五年（一九三〇年）一月一日に朝鮮半島で生まれ、海洲■■■■と創氏改名させられた。原告崔は、仁川で育ち、仁川栄華国民学校に通学していた。

原告崔が、右国民学校六年生の時（昭和一八年）の六月頃、被告の従業員が右国民

学校に来て、「日本に来たら、勉強も仕事もでき、上級学校にも行くことができるし、お金も余計稼ぐことができる。また、配給も受けることができる。」と言って、原告崔ら右国民学校の児童に対し、女子挺身隊員として、日本に来て働くことを勧めた。原告崔は、両親に相談したところ、「軍人たちの使い走りをすることになる。」と反対されたが、日本で勉強したいという希望が強く、両親の反対を押し切って、募集に応じることにした。

結局、右国民学校の児童は、八名がこの募集に応じ、仁川市全体では、五〇名が応募した。原告崔は、仁川市役所に集合し、上仁川駅から汽車に乗り釜山まで行き、釜山から船で日本に来た。日本に上陸後は、汽車と、トラックに乗継ぎ、富山の被告工場まで来た。右被告の従業員は、この行程中、原告崔らを引率していた。

2 被告工場での労働状況等



原告崔は、被告での入社式の後、約二週間の訓練を受けた。原告崔は、この後、旋盤作業に従事した。就労時間は、昼夜二交替制で、日中の労働は、午前八時に始まり、午後七時又は八時に終了した。日勤と夜勤は、一週間交替で行われた。就労時間中、空腹のため倒れた同僚がいた。また、日曜日は、休めたが、自由に外出はできなかった。

原告崔は、被告の寄宿舎で生活をした。四畳から六畳程度の広さの部屋で、一〇人が生活した。寝具は、冬でも毛布一枚で、汚なかった。また、寄宿舎には、暖房設備はなかった。原告崔は、朝鮮の両親の元に手紙を書いたが、手紙は、原告崔が発信したものも受信したものもすべて寄宿舎の事務室で点検された。また、すべての手紙が、両親の元に届いたわけではなかった。

原告崔は、被告工場で働いている間、一度も賃金を受け取ったことはなかった。

被告で働き始めてから六か月以上たつてから、原告崔は、同僚らと共に、数回被告の事務室に賃金を支払ってくれるよう交渉に行った。しかし、これに対して、被告の事務員は、「耐えろ、辛抱しろ、黙っている。」と威圧的に言ったのみであった。原告崔は、日本に來た目的の一つに上級学校に行き勉学をすることがあり、被告の従業員に対して、学校に行かせてくれるよう何度も頼んだが、「ちよつと待っている。」と言われたのみで、学校に通わせてもらえなかった。

また、原告崔は、同年秋頃、旋盤作業中にローラーに右手の人差指が触れて、その指の爪の横の部分を切り、出血した。原告崔は、病院へ運ばれて治療を受けたが、その際、右手の人差指の第二関節から上を切断された。原告崔は、この後一週間寄宿舎で休んだが、その後は、被告の指示で従前どおり勤務した。

食事は、昼食はおにぎりやパンで、寄宿舎での食事は、大豆と麦と少量の米を一

緒に炊いたものと大根又は大豆の味噌汁が出たが非常に粗末なもので、原告崔は、常に空腹感を感じていた。そして、原告崔は、実家から送ってもらったミスカルや、地面に落ちていた柿や芹、よもぎを食べてひもじさをしのいだこともあった。

3 帰国の経緯

原告崔は、昭和二〇年七月頃、夜寝ているときに突然起こされ、働いていた仲間と一緒にトラックに乗せられ新潟港に行き、そこから船に乗った。その際、原告崔は、荷物を何も持たずに行った。右の船で、朝鮮半島に着き、沙里院に連れて行かれた。その後、原告崔は、京城を経由して故郷の仁川まで行った。付き添ってきた被告の従業員は、原告崔に対し、沙里院に被告の工場を建設し、原告崔をこの工場の指導員にするので、それまで自宅に待機するよう命じた。その後、被告は、原告崔に対して何ら連絡せず、今日まで連絡をしていない。

4 帰国後の事情

終戦後、原告崔は、一八歳のときに二〇歳ほど年上の人と結婚したが、その後夫と死別した。二〇歳年上の男性と結婚したのは、挺身隊に行った女性は結婚が困難であったためである。原告崔は、その後再婚したが、生活は苦しいうえに、再度、夫と死別し、原告崔は、行商をして子供を育てた。その後、原告崔は、栄養失調のため視力が衰えた。

なお被告は、原告崔が帰国後の昭和二二年八月三〇日、原告崔を被供託者として、退職慰労金不足額として二円八四銭、国民貯蓄として五九円五九銭、預金として一〇七円二銭、合計一六九円四五銭を富山司法事務局（当時）に供託した（本件供託）。

三 原告高について

前記争いのない事実、甲三、九の1ないし3、一三及び原告高本人尋問の結果によ

れば、以下の各事実が認められる。

1 被告工場に来るまでの経緯

原告高は、大正一二年（一九二三年）五月一〇日朝鮮半島で生まれ、昭和一五年、高本■■■■と創氏改名させられた。原告高は、昭和一一年三月ミッション系の普信学校を卒業し、その後、早稲田大学通信中学講義録を取り寄せ三年間独習した。原告高は、一九歳のときから城津の鉄道病院の庶務課に勤務した。

原告高は、昭和一九年一〇月頃、行政当局から二年間被告で働くべき旨の徴用令書を受けとった。この時、原告高は、父母、妻、子供の五人家族であった。

そこで、原告高は、府庁に集まり、徴用を受けた他の人達（約一〇〇名）と一緒に警察署長から訓示を受けた。またこの時、被告の従業員の福田某は、原告高ら徴用を受けた者に対し、被告工場では、日本人と同じように待遇する旨を話した。そ

して、原告高らは、福田に引率され、釜山から下関を経由して、富山の被告工場に連れて来られた。

2 被告工場での労働状況

原告は、同年一〇月下旬頃富山に来て、被告に入社した。そこでは、右福田を隊長とする福田中隊と称する中隊が編成されており、原告高は、被告に入社後ここに配属された。そして、原告高は、一か月ほど軍事教練、団体行動などの訓練や、精神訓練、生活訓練などを受けた。

右訓練終了後、原告高は、旋盤作業やベアリングの検査作業に従事した。原告高は、昭和二〇年には、トラックの運転助手の仕事に配置換えされた。就労時間は、午前八時に始まり、午後六時頃まで続いた。

原告高は、被告工場では寄宿舍で生活をした。そこでは、一部屋に八人ないし一

○人が寝泊まりをし、就寝前には点呼を受け、原則として自由な外出はできず、個人的な行動は不可能であった。また、寄宿舎には、暖房設備はなかった。

原告高は、来日する前日本人と同じ賃金が支給されると聞いていたが、被告工場
で就労していた間、被告から賃金を受け取ったことはなく、むしろ、賃金の話を被
告に対して持ち出せるような雰囲気ではなかったため、賃金の支払を求める申出を
したことはなかった。

原告高らは、昭和二〇年八月一五日の終戦後も、同年一〇月下旬頃まで運輸の部
所で待機し、指示を待ち、指示があれば、それにしたがって労働した。

3 帰国の経緯等

昭和年二〇月一〇月下旬又は一一月頃、原告高は、被告から指示されて帰国する
ことになった。そして、原告高らは、鉄道を使い、鉄道が寸断されているところは

徒歩で、博多まで行った。この行程には、被告の分隊長が同行した。

原告高らは、帰国するに際して、小隊長（被告の従業員）に賃金の支払を請求したが、支払ってもらえなかった。

原告高は、博多から釜山まで船で行き、帰国した。原告高は、帰国後一旦は、城津府（ここは、現在の朝鮮民主主義人民共和国内にある。）で両親らと一緒に生活したが、昭和二二年七月頃、大韓民国に移り、その後、神学大学を卒業し、現在牧師をしている。